

緊急事態宣言解除後の保育施設の対応について

(別紙2)

R2.5.21 こども青少年局

大阪市の対応

現状 (R2.4.17～)

- 保育の機能は維持。**
- 一方で、民間施設等の休業要請により、自宅待機・在宅勤務等が今まで以上に増えることに加え、感染防止・保育士の負担軽減の観点からさらに保育の提供を縮小。
- 保護者の就労（職場への出勤等）や、福祉的配慮（疾病・障がい・出産・親族の介護・その他配慮を要する家庭等）が必要な場合以外は登園を控えるよう依頼。
*聞き取りや申出書等を活用し、保育の必要性の把握を行う。（職種による限定はしない）
*この場合も、必要な方に保育が提供されないということがないようにすること。

今後の対応

- 緊急事態宣言の解除後も、人との接触を減らす観点に加え、児童の集団生活の再開への負担等も考慮する必要があることから、**5月31日（日）までは対応に変更なし。**
*ただし、民間施設等の休業要請が解除されることにより、保育ニーズが増えることから、必要な方には保育を提供すること。
- 6月1日（月）以降は、国から示されていた保育の提供の縮小（登園自粛等）は行わない。**ただし、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨などが示されていることから、保育施設において感染防止策に取り組んでいただくとともに、6月30日（火）まで、保護者が仕事を休まれる等で家庭での保育が可能な方に、家庭での保育の協力を依頼。

上記対応に加えて

- 家庭保育の協力に応じた場合の保育料(0～2歳児)の日割り減額の継続
- 保護者向けの家庭保育協力依頼にかかる企業向け依頼書を引き続き発行
- 育児休業者の復帰期限の延長